

群馬県相談支援専門員協会
令和6年度 第1回定例会 報告

日時： 令和6年8月1日（木） 19：00～21：00

場所： 前橋市総合福祉会館 3階 第1会議室

テーマ： 「報酬改定・・・その後の話と、今読み取る相談支援の今後の方向性」

参加者： 25名

内容： 前半は、「報酬改定のポイントと相談支援の今後の方向性について」ということで、米田会長に話をしてもらいました。相談支援に関する加算をどう取っていくかも大切だけど、医療・保育・教育連携、機能強化体制、主任等の加算や、個別支援計画の相談支援事業所への提供義務化、児童発達支援センターの中核的機能などが意味することは何か、全体を俯瞰してみると国が目指している方向性がみえてくる。報酬改定で出てきたものをバラバラでイメージするのではなく、どうつなげて活用して地域づくりをしていくかという視点が大事というお話しでした。



地域として相談支援体制をどう構築していくか？

行政との話し合い、基幹との連携が必要では？

個別支援計画を事業所から頂くのは何のため？

個別支援会議への参加、モニタリング報告書の共有も望ましいとも示されている…

個別支援計画を読み取る力、サビ管との関係づくりもしていかないと！

それが利用者の意思決定支援につながるのでは！

後半は4グループに分かれて情報交換を行いました。

各グループ、それぞれ話が盛り上がり、2度の延長をするほどでした！

<サービス提供時モニタリング加算、サービス担当者会議実施加算について>

モニタリングは居宅（者は居宅等）に訪問してとなっているが、相談員・事業所・市町村等で認識がバラバラ。改めて確認する？今まで大丈夫だったものがNGになるのも困る。

サービス更新・変更時のモニタリングでサービス担当者会議をした場合は、支給決定後の担当者会議を簡易な形で開催してよいとなっているが、簡易な形とは？

<地域生活支援拠点等機能強化加算>

特定相談+一般相談+自立生活援助の
指定、拠点コーディネーターの配置
その役割を担える人材となるとハード
ルが高い。



<機能強化型体制加算>

2事業所で協働体制がとれ機能強化なしから機能強化Ⅲになったが、毎週会議を行うのが大変。更に他の相談支援事業所が協働体制に加わると更に大変ではないか？

事業所内で、その日にあったことや愚痴を話せる相手がいるのは大きい。事業所で人を増やせなければ、協働体制を敷くことで、少しでもそういう機会を増やせるのではないか。

<主任加算、協働体制による機能強化>

市によって要件の認識や提出書類が大きく異なるのはおかしくないか？

相談支援支援体制を強化していくために報酬改定されたのに、加算を取らせないようにしていると感じてしまうほど厳しい。



今年度第1回目の定例会も、参加された皆さんが、お互いに近況を話し合ったり、活発に意見を交わしたりしながら、和気あいあいとした雰囲気で行うことができました。ありがとうございました。

こうした横のつながりを感じながら、皆さんが各地で相談支援専門員として力強く、そして楽しく仕事を続けていけるよう、協会としてできることを考え、実行していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

広報交流担当：中林・高見澤・君野